

認定人間工学専門家・資格再認定制度（生涯研修制度）実施要綱

1. 資格再認定制度（生涯研修制度）の趣旨及び目的

1) 趣 旨

認定人間工学専門家の業務は、人間工学専門家各自の専門的な学識・技術及び指導能力並びに人間工学に対する深い理解及び高い倫理意識等により成り立つものである。このため、人間工学専門家各自は、生涯にわたってこれらについて自己学習を行い、自らの資質の向上を図る責務を有している。

このような人間工学専門家の生涯にわたる自己学習（生涯研修）が容易に、幅広く、かつ効果的に行うことができるように資格再認定制度（生涯研修制度）を発足させ、支援体制を整備するものである。

本会が、このような制度を実施する背景には、人間工学専門家の果たす使命と役割に対する社会的な認識が向上し、科学技術の高度化・複雑化、人間工学専門家の国際交流活発化などがあり、このような社会環境の変化に対応した資格再認定制度（生涯研修制度）を実施することにより、「人間工学専門家の質の保証」という社会的な責任を果たすものである。

2) 目 的

資格再認定制度（生涯研修制度）は、認定人間工学専門家の品位の保持、資質の維持・向上を果たし、もって、社会の福利の増進に寄与することを目的とする。

2. 再認定制度の概要

1) 資格再認定（生涯研修）の基本的な考え方

- (1) 認定人間工学専門家が、人間工学に係わる技能維持・向上に係わる活動を行ったときに、それが研修ポイントとしてカウントされ、資格取得後5年以内に20ポイント獲得すると資格が再認定（更新）される。

2) ポイント申請手続きの考え方

- (1) ポイント取得の申請は、事務局に対して行う（随時）。
- (2) 申請ポイントの妥当性を「再認定審査委員会」が審査・認定する。
- (3) 5年間で20ポイント取得した者は、更新手数料を添えて資格再認定を事務局に申請する。
- (4) 事務局で更新手続きを行う。

3) ポイントの認定

ポイント認定は、別掲のポイント表に従って行う。

4) 資格再認定のための体制

「再認定審査委員会」を組織化する。再認定制度をHP上で公開し、委員会は、以下の業務を事務局に指示して行う。

- ①各会員のポイント管理
- ②ポイント取得対象となるかが不明瞭な事例へのポイント授与の判断
- ③資格更新認定手続き
- ④その他必要な業務

5) 再認定の時期

認定人間工学専門家に認定された時点から、5年間経過毎の更新を必要とする。

6) 更新手数料

5,000円とする。

7) 審査の書類および手続き

(1)ポイント申請手続き：

- ・ 日本人間工学会人間工学専門家認定機構のホームページより、「ポイント取得申請書」をダウンロードする。なお、インターネットが利用できる環境にない場合は、事務局に申請用紙を請求する（返送費用は、請求者が負担する）。
- ・ ポイント取得申請書に記入し Eメールの添付ファイルで事務局に送る。証拠書類に関しては、期限内は各自保管しておき、要求があった場合には事務局に提示できるようにしておく。

*申請者の現在のポイント数を確認する方法は、各自事務局に問い合わせる。

(2)ポイントを認定するための審査

段階1 ポイント申請時期の考え方：

- ・ ポイントの申請時期を任意とし、申請者が申請したいポイント数だけ申請する。

段階2 ポイント審査の考え方：

- ・ 申請ポイントの審査が「再認定審査委員会」により行われる。
- ・ 認定されたポイントが、20ポイントを満たしていれば、資格再認定が可能となる。

(3)資格再認定の手続き

5年間で20ポイント取得した者は、以下の必要書類を添えて、事務局に資格再認定を申請する。申請書類に基づき、事務局で更新手続きを行う。

- ・ 必要書類：①再認定登録申請書（HPからダウンロードする。）、②更新手数料の「郵便振替請求書兼受領証」又はそのコピー、③証明書類は要求があった際に提示できるよう各自保管しておく。

8) 認定更新の保留措置

認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間に取得ポイントが20ポイントに満たない時は、認定更新の保留を申し出て所定のポイントを満たした時に再申請することができる。保留期間は1年までとする。保留期間中は、認定人間工学専門家を呼称することはできない。

ただし、特別な事情（長期の海外留学、転勤や病気療養など）で期間内に所定のポイントを満たすことができない場合は、その事情を記した書類を事務局に送付し、再認定審査委員会の承認を得た場合には、保留期間の延長ができる。また、再認定審査委員会は、特別な事情と認めた場合、必要に応じ事務局に指示して、救済措置（救済用講習会の実施等）を用意する。

以上